毎年、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、所要の見直しを行っており、令和７年度においても、令和７年８月末の各府省要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の同年12月18日に意見として内閣総理大臣に提出した。この人事院の意見を反映した予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた級別定数等に係る意見の申出を令和８年３月31日に内閣総理大臣に行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。

このほか、令和７年度の年度途中において政府が行った機構の新設及び定員の増減等に対応して、人事院は、級別定数の設定・改定等に関する意見の申出を２件行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、いずれも意見の申出どおり級別定数の設定・改定等を行った。

⑵　職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則９－８等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表（一）７級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

４　独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（令和７年度190法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

第３章　補足資料

資料3-1　令和７年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

（単位：所）

産業＼企業規模	計	3,000人以上	1,000人以上3,000人未満	500人以上1,000人未満	100人以上500人未満	50人以上100人未満
計	9,598	1,769	1,230	1,193	4,016	1,390
農業、林業、漁業	23	0	0	1	9	13
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	699	130	79	75	243	172
製造業	3,983	541	541	514	1,797	590
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	1,703	342	235	218	660	248
卸売業、小売業	763	132	111	117	327	76
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	357	136	66	40	101	14
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	2,070	488	198	228	879	277

（注）１　上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が217所、調査不能の事業所が2,050所あった。
２　調査対象事業所11,865所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所217所を除いた11,648所に占める調査完了事業所9,598所の割合（調査完了率）は、82.4％である。
３　「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

資料3-2　民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

（令和７年職種別民間給与実態調査）

（単位：円）

職種		学歴	企業規模計（100人以上）	500人以上	100人以上500人未満	【参考】50人以上100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	266,868	273,050	255,985	＊　255,565
		大学卒	233,930	239,029	228,422	219,810
		短大卒	202,646	206,316	198,531	199,893
		高校卒	191,846	195,413	188,291	182,689
	新卒技術者	大学院修士課程修了	267,003	275,511	251,058	243,330
		大学卒	238,266	248,471	229,766	222,833
		短大卒	218,364	225,720	208,871	216,677
		高校卒	197,667	203,196	192,532	190,917
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	266,948	274,511	253,135	247,216
		大学卒	235,367	241,885	228,906	221,223
		短大卒	210,981	216,915	203,816	211,257
		高校卒	195,013	199,577	190,635	187,017
その他	新卒船員	海上技術学校卒	x	－	x	x
	新卒大学助教	大学院博士課程修了	＊　300,653	＊　297,881	＊　311,020	－
		大学院修士課程修了	＊　382,026	＊　324,410	x	－
	新卒高等学校教諭	大学卒	239,634	＊　250,037	＊　233,629	－
	新卒研究員	大学院修士課程修了	271,223	280,588	249,815	－
	新卒研究補助員	短大卒	＊　222,929	＊　232,100	＊　187,804	－
		高校卒	＊　201,525	＊　212,783	＊　192,452	－
	準新卒医師	大学卒	459,731	462,249	x	－
	準新卒薬剤師	大学卒	250,965	250,369	＊　253,691	x
	準新卒診療放射線技師	大学卒	215,920	216,769	＊　213,841	－
	新卒栄養士	大学卒	203,110	204,679	200,092	－
	準新卒看護師	養成所卒	224,120	223,027	225,397	－
	準新卒准看護師	看護高校卒	198,610	196,619	＊　201,386	－
		養成所卒	193,364	＊　194,387	＊　192,431	x

（注）１　金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
２　「準新卒」とは、令和６年度中に資格免許を取得し、令和７年４月までの間に採用された者をいう。
なお、医師については、令和４年３月又は令和５年３月に大学卒業後、免許を取得し、２年間の臨床研修を修了した後、令和７年４月までの間に採用された者（令和６年４月採用者を除く。）に限っている。
３　「x」は、調査事業所が１事業所の場合である。
４　「＊」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。